

一般社団法人日本医療法人協会定款

一般社団法人日本医療法人協会定款 目 次

第1章 総 則	
第1条 名称	
第2条 事務所	
第2章 目的及び事業	
第3条 目的	
第4条 事業	
第3章 会 員	
第5条 種別	
第6条 入会	2
第7条 経費の負担	
第8条 任意退会	
第9条 除名	
第10条 会員の資格喪失	
第4章 総 会	
第11条 構成	
第12条 権限	
第13条 開催	3
第14条 招集	
第15条 招集通知	
第16条 議長	
第17条 議決権	
第18条 決議	
第19条 書面による議決権の行使	4
第20条 議決権の代理行使	
第21条 決議の省略	
第22条 議事録	
第5章 役 員	
第23条 役員の設定	
第24条 役員を選任	
第25条 理事の職務及び権限	5
第26条 監事の職務及び権限	
第27条 役員任期	

- 第 28 条 役員の解任
- 第 29 条 報酬等

第 6 章 名誉会長、顧問、特別顧問及び参与

- 第 30 条 名誉会長
 - 第 31 条 顧問及び特別顧問
 - 第 32 条 参与
- 6

第 7 章 理 事 会

- 第 33 条 構成
 - 第 34 条 権限
 - 第 35 条 招集
 - 第 36 条 決議
 - 第 37 条 議事録
- 7

第 8 章 常務理事会及び委員会

- 第 38 条 常務理事会
- 第 39 条 委員会

第 9 章 資産及び会計

- 第 40 条 事業年度
 - 第 41 条 事業計画及び収支予算
 - 第 42 条 事業報告及び決算
 - 第 43 条 剰余金の処分
- 8

第 10 章 定款の変更及び解散

- 第 44 条 定款の変更
- 第 45 条 解散
- 第 46 条 残余財産の帰属

第 11 章 支 部

- 第 47 条 支部の設置
- 第 48 条 支部長
- 第 49 条 支部の運営

第 12 章 雑 則

- 第 50 条 公告の方法
 - 第 51 条 事務局
 - 第 52 条 委任
- 9

附 則

一般社団法人日本医療法人協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医療法人協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を本部と称し、東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、医療法人の健全なる発達を図りその設立を助成して国民医療の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療法人の普及並びに育成に関する事業
- (2) 医療内容の向上改善に関する事業
- (3) 医療法人の倫理の高揚に関する事業
- (4) 医療法人の医学及び医術水準の向上に関する事業
- (5) 医療法人の経営に関する事業
- (6) 医療法人の施設整備に関する事業
- (7) 医療法人の調査研究に関する事業
- (8) 医療法人の広報活動に関する事業
- (9) 会員及び従業員の福祉及び表彰に関する事業
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国にて行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的趣旨に賛同して入会した医療法人
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が理事会の議決を経て、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費及び負担金を納入しなければならない。

3 既納の前2項その他の拠出金品は、返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員全員の同意があったとき。

(2) 会員が破産、解散又は死亡したとき。

(3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

- 2 総会に出席できない正会員があらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることとするときは、その前項の通知には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、第15条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 45名以上75名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を会長代行、6名以内を副会長、15名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び会長代行をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事2名のうち1名については、総会の決議により正会員以外から選出する。

2 会長、会長代行、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 本協会の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長代行は、業務全般に亘り会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行するほか、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、本協会を代表してその業務を代行する。
 - 4 副会長は、業務全般に亘り会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
 - 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
 - 6 会長、会長代行、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 役員は総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第29条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 名誉会長、顧問、特別顧問及び参与

（名誉会長）

第30条 本協会に名誉会長を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長として本協会に顕著な功労のあった者を理事会の承認を得て会長が推戴する。
- 3 名誉会長は、総会、理事会に出席し、参考意見を述べることができる。ただし、それぞれの会議の議決権は有しない。
4. 名誉会長は無報酬とする。ただし総会、理事会出席のために要した費用を弁償することができる。

(顧問及び特別顧問)

第 31 条 本協会に顧問及び特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本協会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 特別顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び特別顧問は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べるができる。ただし、会議の議決権は有しない。
5. 顧問及び特別顧問は無報酬とする。ただし会議出席のために要した費用を弁償することができる。

(参与)

第 32 条 会長は、本協会の事業に精通する者のうちから、理事会の承認を得て参与を若干名委嘱することができる。

- 2 参与は、本協会の業務に参画し、会長の要請により会議に出席し、その意見を述べることができる。ただし、会議の議決権は有しない。
3. 参与は無報酬とする。ただし会議出席のために要した費用を弁償することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長、常務理事、支部長及び本協会事務局長の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行が理事会を招集する。
- 3 会長及び会長代行が欠けたとき又は会長及び会長代行に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し

なければならない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長代行及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 常務理事会及び委員会

(常務理事会)

第 38 条 本協会に理事の職務の執行に係る協議機関として常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、会長代行、副会長及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会に関し必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会)

第 39 条 会長は、本協会の事業達成のため必要な各種委員会を理事会の議決により、設置することができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 前項の委員には、理事会の決議によって必要な会員以外の学識経験者、専門有識者を招集することができる。

4 委員会に関し必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の処分）

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 支部

（支部の設置）

第47条 本協会は、理事会の決議により、各都道府県に一つを限度として内部支部を置くことができる。

- 2 前項にかかわらず、内部支部が存在しない都道府県には、理事会の決議により各都道府県に一つを限度として外部支部を置くことができる。

（支部長）

第48条 前条の支部に、支部長を置く。

- 2 支部長は、理事会の決議により選定する。

（支部の運営）

第49条 支部の運営に必要な事項は、理事会で定める。

第12章 雑 則

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(事務局)

第51条 本協会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。ただし、事務局長は事前に理事会の決議を経なければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当協会の最初の代表理事は、会長を日野頌三、会長代行を加納繁照とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

これは、当法人の定款である。

平成25年4月1日

一般社団法人日本医療法人協会

代表理事 日 野 頌 三

一般社団法人日本医療法人協会定款施行細則

一般社団法人日本医療法人協会定款施行細則
目 次

第1章 会員及び会費

- 第1条 会員の所属支部
第2条 正会員の資格
第3条 賛助会員に対する情報提供等
第4条 入会申込書・記載事項変更届・退会届
第5条 入会金、会費及び負担金の額
第6条 入会金等の徴収方法
第7条 戒告

第2章 名誉会長、顧問、特別顧問及び参与

- 第8条 名誉会長
第9条 顧問及び特別顧問
第10条 参与

第3章 常務理事会

- 第11条 協議事項
第12条 開催
第13条 招集
第14条 議長
第15条 定足数
第16条 議事録

第4章 委員会

- 第17条 業務
第18条 任期等
第19条 成立
第20条 記録及び報告

附 則

一般社団法人日本医療法人協会定款施行細則

第1章 会員及び会費

(会員の所属支部)

- 第1条 正会員は、正会員事務所の所在地を所管する内部支部がある場合には、当該支部に所属する。
- 2 前項以外の正会員で正会員事務所の所在地を管轄する外部支部として認定されている団体の会員である場合には、当該外部支部に所属する。
 - 3 前2項以外の正会員は、支部には所属せず、必要な支部所管事務については、本協会事務局が行う。
 - 4 第1項及び第2項の支部は別表1（内部支部）及び別表2（外部支部）のとおりとする。

(正会員の資格)

- 第2条 正会員は、議決権行使等を行う代表者について会員名簿に登録しなければならない。
- 2 前項の代表者は、原則として理事長とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、届出により理事長以外の役員を代表者とすることができる。

(賛助会員に対する情報提供等)

- 第3条 賛助会員には本協会が発行する広報誌、機関誌、調査・研究資料等の情報提供を行うほか、本協会が主催する学会、研修会等に参加させることができる。

(入会申込書・記載事項変更届・退会届)

- 第4条 定款第6条の入会申込書、第8条の退会届は、様式第1号、様式第2号によるものとする。
- 2 入会、退会及び届出の変更の年月日は、支部提出の日をもって本協会の該当日とする。
 - 3 会員は、入会後において、入会申込書の記載事項に変更があったときは、様式第3号により、速やかに所属支部を経由して会長に届け出なければならない。

(入会金、会費及び負担金の額)

- 第5条 定款第7条の総会で別に定める正会員の入会金、会費及び負担金並びに賛助会員の会費及び負担金の額は、当該年度ごとに理事会が提案しなければならない。
- 2 年度途中の入会者の会費は、6月末までは全額とし、それ以降9月末までは4分の3、12月末までは2分の1、3月末までは4分の1にそれぞれ相当する額とする。

(入会金等の徴収方法)

第6条 入会金は、入会決定通知を受けた医療法人が速やかに本協会に納入するものとする。

2 正会員の会費及び負担金（以下「会費等」という。）は、原則として各支部において徴収し、5月末までに本協会に納入しなければならない。

3 賛助会員の会費は、6月末までに会員から直接本協会事務局に納入するものとする。

4 災害等に被災した正会員に対しては、理事会の決議により期間を定めて会費を免除することができる。

5 賛助会員の会費等が指定した期限までに納入されないときは、本協会事務局が未納会員に督促するものとする。

（戒告）

第7条 会員が定款第9条（除名）第1項各号の一に該当する場合で、除名に準ずる反社会的な行為等があったものについては、同条第1項の規定にかかわらず理事会の議決に基づき戒告の処分とすることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定により戒告の処分をしたときは、当該医療法人の理事長に通知しなければならない。

第2章 名誉会長、顧問、特別顧問及び参与

（名誉会長）

第8条 定款第30条第1項の規定に基づく名誉会長の任期は終身とする。ただし、名誉会長本人の申し出により退任することができる。

2 名誉会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員たる地位を有しない。

（顧問及び特別顧問）

第9条 定款第31条第1項の規定に基づく顧問及び特別顧問の任期は役員任期に準ずる。

（参与）

第10条 定款第32条第1項の規定に基づく参与の任期は、1年とする。

第3章 常務理事会

（協議事項）

第11条 定款第38条第1項の常務理事会の協議事項は次のとおりとする。

- （1）事業計画及び収支予算の検討
- （2）事業報告書及び決算の検討
- （3）理事会に付議すべき事項

- (4) 総会又は理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 総会又は理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) その他会長が付議した事項

(開催)

第12条 常務理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 常務理事の過半数から招集の請求があったとき

(招集)

第13条 常務理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、会長代行が常務理事会を招集する。
- 3 会長及び会長代行が欠けたとき又は事故あるときは、各副会長又は各常務理事が常務理事会を招集する。

(議長)

第14条 常務理事会の議長は、会長又は会長代行とする。

(定足数)

第15条 常務理事会の定足数は原則として定めない。

(議事録)

第16条 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 委員会

(業務)

第17条 定款第39条第1項の規定に基づく委員会は、次の業務を行う。

- (1) 会長の諮問事項に対する答申
- (2) 会長に対する建議
- (3) 所轄する事項の処理
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項

(任期等)

第 18 条 委員の任期は役員の任期に準ずる。

- 2 委員は、原則として 3 以上の委員会の委員を兼ねることができない。
- 3 同一委員会の委員の再任は、原則として 3 期以内とする。
- 4 会員である委員は無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。
- 5 会員以外の専門有識者に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(成立)

第 19 条 委員会は委員長が招集し、原則として定足数を定めない。

(記録及び報告)

第 20 条 委員長は、事務局職員を記録担当に当て、会議の都度、委員会記録を作成しなければならない。

- 2 委員長は委員会記録をもって速やかに担当理事を経て、会長に報告しなければならない。なお、公表前の利用には、会長の承認を要する。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。